

平成 28 年度  
「嘉手納町観光ガイド養成講座」委託業務  
企画提案コンペ仕様書

本仕様書は、嘉手納町（以下「本町」という）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

1. 目的

嘉手納町には「道の駅かでな」を中心として、年間約 50 万人の観光客が訪れている。平成 24 年度「嘉手納町観光振興基本計画」において設定した、入城観光客数 100 万人を達成するために、嘉手納町観光ガイド養成講座を実施し、基盤となる更なる人材の確保・養成を図る。また本事業において、「うとういむち＝おもてなし」の心を学び、本町へ来訪している観光客に対し、温かく迎えることが出来る観光ガイドを養成することを目的とする。

2. 業務内容

座学・視察・実施研修等のカリキュラムで講座を実施すること。

講座名	平成 28 年度 「嘉手納観光ガイド養成講座」委託業務
期間	契約締結日～平成 29 年 1 月末日（予定）
開催数	20 回程度（1 回：1.5 時間程度）
講座内容	講座研修：沖縄県／嘉手納（歴史・文化・自然・産業・基地） 視察研修：県内先行地 2 回 実施研修：①道の駅かでな施設内からガイドするプログラムの造成 （ワークショップ／実技） ②嘉手納まち歩き体験 ③嘉手納町観光ガイド ④カヌー体験 ⑤救急救命講座 認定試験：観光ガイド認定試験
会場	嘉手納町内
委託金額	3,509,000 円以内

### 3. 事業成果

- (1) 研修講座 10回
- (2) 視察研修 2回
- (3) 実施研修 5回
  - ・ガイドプログラムの造成ワークショップ
  - ・かでなまち歩きの実施
  - ・観光ガイドの実践
  - ・カヌー体験（嘉手納町）
  - ・救急救命講座
- (4) 道の駅かでな施設内からの観光ガイドマニュアル
- (5) ガイド認定

### 4. 企画提案書への記載事項

- (1) 観光ガイド養成講座のプログラム内容
- (2) 先進地視察（案）
- (3) 観光ガイド講座スケジュール
- (4) 講師（案）
- (5) 見積書
- (6) 業務スケジュール
- (7) 嘉手納町観光の特徴
- (8) PR したいこと

### 5. 運営経費について

- ・直接人件費（企画・運営に係る人件費）
- ・講師等謝金（講師、補助講師等）
- ・旅費・交通費（講師、専門家等の交通費、宿泊費）
- ・会議費
- ・印刷製本費
- ・その他諸経費

### 6. 提出書類

本業務受託者は、以下の書類を提出すること

- ①着手届
- ②工程表
- ③主任技術者届
- ④業務担当職員表
- ⑤経歴書
- ⑥完了届
- ⑦納品書
- ⑧その他、協議により指示のあった事項

7. 成果品納入

- (1) 実施報告書…………… 10部
- (2) 実施報告書CD…………… 1部
- (3) ガイドマニュアル…………… 10部
- (4) その他嘉手納町が指示する事項

8. 実施報告書

- (1) 本業務受託者は、委託業務実施報告書（様式任意）の作成及び研修修了後のアンケート集約の結果などを本町から要請があれば直ちに報告・提出すること。
- (2) 本委託業務終了後すみやかに業務完了報告書（様式任意）を作成し、報告・提出すること。当報告書には事業結果の分析と提言を含むものとする。

9. 業務上の留意点

- (1) 本委託に当たりリースされた機材などについては、細心の注意を払って取り扱うものとする。重大な過失による破損は、自己責任において弁償しなければならない。
- (2) 本事業における企画提案をする企業はコンソーシアムを組んで応募することも可能とする。
- (3) 本事業は全て一括で委託するものとし、各業務での委託は行わない。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書と異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

10. 著作権

- (1) 当業務の実施に伴う成果物の著作権については、委託者に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、委託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

## 11. 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本仕様に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本条の規定は、本仕様に基づく手続き終了後も有効に持続する。

## 12. その他

本委託業務の実施にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、本町と協議し本町の指示に従うこととする。